

【別紙 2】

要求水準書

1. 一般事項

(1) 事業の名称

海士町菱浦地区海士流施設建設プロジェクト

(2) 建設地

隠岐郡海士町大字福井 896 番地 1・939 番地 1・947 番地 2・947 番地 3

(3) 引渡し日

令和 8 年 1 月 30 日 (金)

2. 要求水準

【別紙 2-2】要求水準一覧表のとおりとする。

3. 設計業務

(1) 業務の内容

施設の設計は、選定事業者の提案をもとに要求水準を満たすように実施設計を行うこと。設計業務の実施は事業者の責任で行う。事業者は、必要となる調査については事業者の責任で関連法令に基づいて業務を行うものとする。事業者は業務の進捗状況に応じて定期的に発注者に報告を行うこと。建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを発注者に提出すること。

(2) 手続書類の提出

事業者は各業務に着手する時は、業務実施工定表を提出して発注者の承諾を受けること。

(3) 設計図書の提出

事業者は、実施設計完了時には、下記に示す図書（CAD データ等含む。）を発注者に提出し内容の確認を受ける。

- ・設計図面（意匠図、構造図、設備図、その他関連図面）
- ・工事費内訳書
- ・各種許認可手続きに必要な書類一式

4. 施工業務

(1) 業務の内容

事業者は、設計図書に基づいて建設工事を行うこと。着工前、建設期間中、竣工に際する業務、工事監理業務内容については、以下のとおりとする。

ア 着工前業務

建設工事に必要な各種申請等の手続は、事業スケジュールに支障がないよう実施するものとする。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを発注者に提出すること。工事着工予定日までに、施工計画書、実施工程表を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。工事に着手しようとする場合は、工事着工届を提出し発注者に確認を受けること。

イ 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び 施工計画書に従って施設の建設工事を実施するものとする。発注者が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、発注者は工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。工事中の安全対策及び地域住民との調整等は、事業者において十分に行うこと。事業者は、工事完成時には工事記録を整備して、現場で発注者の確認を受けること。

ウ 工事監理業務

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。

エ 竣工業務

建築物に関する完了検査等、必要な手続業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。工事完了後、発注者に完了届を提出して発注者の検査確認を受けること。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。発注者の検査確認後、所有権移転等必要な手続業務を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

(2) 工事完成図書の提出

公共建築工事標準仕様書（各種工事）令和4年版に基づき提出すること。工事写真は、島根県建築工事写真取扱要領による。

5. 化学物質の室内濃度測定

ア 定められた方法にて室内濃度測定を行うこと。

イ 指定検査機関より、分析結果表を受け、発注者に提出すること。

ウ VOC検査測定が基準値以上であった場合、その原因を調査し報告すること。